

議案第 38 号

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 6 月 4 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正に伴い、同令に基づき定めている本市の基準について、改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものです。

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
羽曳野市条例第 号

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年羽曳野市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 事業所内保育事業(第 43 条―第 49 条)」を

「第 5 章 事業所内保育事業(第 43 条―第 49 条)

第 6 章 雑則(第 50 条) 」に改める。

第 7 条第 1 項中「。第 3 号」を「。以下この条」に改め、同項第 3 号中「この号」の次に「及び第 4 項第 1 号」を加え、同条第 5 項中「、次」を「次」に改め、「ものに限る。)」の次に「又は国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 12 条の 4 第 1 項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

第 24 条第 2 項中「(平成 25 年法律第 107 号)」を削る。

本則に次の 1 章を加える。

第 6 章 雑則

(電磁的記録)

第 50 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定及び本則に 1 章を加える改正規定は令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 省略</p> <p><u>第5章 事業所内保育事業(第43条—第49条)</u></p> <p><u>第6章 雑則(第50条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1条～第6条 省略 (保育園等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 省略</p> <p><u>第5章 事業所内保育事業(第43条—第49条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1条～第6条 省略 (保育園等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第3号</u>において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>

を提供すること。

2～4 省略

5 前項(第 2 号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が 20 人以上のものに限る。)又は国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 12 条の 4 第 1 項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 省略

第 8 条～第 23 条 省略

(職員)

第 24 条 1 省略

2 家庭的保育者(法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(国家戦略特別区域法第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

3 省略

第 25 条～第 49 条 省略

第 6 章 雑則

(電磁的記録)

第 50 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2～4 省略

5 前項(第 2 号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が 20 人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 省略

第 8 条～第 23 条 省略

(職員)

第 24 条 1 省略

2 家庭的保育者(法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

3 省略

第 25 条～第 49 条 省略

附 則 省 略

附 則 省 略